

令和2年度  
介護保険（介護予防）住宅改修業者一覧掲載依頼書兼承諾書

令和 年 月 日

(宛先)幸田町長

事業者名  
代表者職氏名 印  
電話番号

下記のとおり、幸田町が作成する令和2年度の業者一覧への掲載を希望するので依頼するとともに、下記の事項について承諾します。

記

1 業者一覧へ掲載を希望する事項

業者名・営業所名	電話番号	所在地市町村	受領委任
			可能・不可能

2 実績良好であることを証する事項

住宅改修施工業者にあつては、令和元年度中に介護保険（介護予防）住宅改修適用の施工実績があること。

3 承諾事項

- (1) 幸田町が作成する業者一覧への掲載については、幸田町が介護保険給付実績からその掲載の可否を判断することを承諾します。なお、工事において、不正又は利用者に対し著しく不誠実な事実があつたと幸田町が判断する場合には、業者一覧への掲載を、幸田町が指定する期間において、消除されることを認めます。
- (2) 幸田町の介護保険被保険者から問い合わせがあつた場合には、誠実に対応するとともに、対応が難しい場合には、必要に応じて幸田町福祉課（0564-62-1111）を案内し、又は必要な事項を幸田町福祉課に報告することを承諾します。
- (3) 厚生労働省が示す住宅改修見積書の例示に準じるなど利用者及びその家族に対し介護保険適用部分について丁寧な説明を行うとともに、介護支援専門員や住環境コーディネーター等と工事の詳細について十分な協議を重ねてから工事を行うことを承諾します。
- (4) 介護保険（介護予防）住宅改修事前申請によって幸田町から許可を受けた工事内容に従って工事を行います。また、工事内容に変更の必要が生じた場合には、利用者に丁寧に説明を行い、その同意を得てから、理由書作成者と協議して理由書変更の必要性を判断し、その結果を必ず幸田町に報告することを承諾します。
- (5) 介護保険法第22条、第23条、第24条、第45条、第57条の規定を遵守し、幸田町長から法令の定めるところにより指示があつた場合には、速やかに対処することを承諾します。